

「労働・社会保険関係改正(動向)のポイント」

講師 さくら社会保険労務士法人 社会保険労務士
竹内 政代氏

「平成28年度税制改正大綱～消費税軽減税率他～」

講師 さくら税理士法人 公認会計士・税理士
大寺 健司氏

I労働・社会保険関係改正 (動向)のポイント

新三本の矢

昨年(2016年)の年末に組み上がった厚労省の平成28年度最終予算案である「新三本の矢」が発表されました。

第1の矢【希望を生み出す強い経済】

・最低賃金の引上げ

・賃金の引上げ

・生産性向上

・女性の活躍促進

・非正規の正社員転換等

第2の矢【夢をつむぐ子育て支援】

・保育人材の確保

・若者の活躍促進

・待機児童解消等

第3の矢【安心につながる社会保障】

・仕事と介護の両立支援

・介護休業給付の引上げ

・生涯現役社会の実現

雇用保険

■雇用保険料率(失業等給付)引下げ

雇用保険料率は引下げになる予定です。一般事業

業において、失業等給付の率は、1000分の5

から1000分の4になる予定です。10万円の給

料の人は500円引かれていたのが400円にな

ります。これに伴って農

林水産や建設事業等も下がる予定になっています。

■育児休業・介護休業等に係る制度の見直し

多様な家族形態・雇用形態に

対応するため、平成28年4月か

ら、育児休業の対象となる子の範囲を拡大

します。さらに、育児休業の申出ができる有期

契約労働者の要件(1歳までの継続雇用要件等)の緩和

等を行います。家族を介護するための

離職を防止するために、要件を緩くして、支給額

を増やします(平成28年4月改正予定)。介護休業給

付の支給対象者は、家族を介護するために介護休

業を取得した65歳未満の一般被保険者です。支給

額は、平成28年8月からになります。その他状況



により異なります。

【原則】

休業開始時賃金日額

×支給日数×67%

介護休業の分割取得は3回(計93日)まで可能で

す。他に、所定外労働の免除制度の創設や介護休

暇の半日単位取得等の可能等が予定されています

が、平成28年度改正により、その他の要件変更の

可能性があります。

■就職促進給付の拡充

平成29年1月から改正予定で、再就職手当は受

給資格者が早期に再就職した場合の給付率を引上

げます。現在は基本手当の1/3以上を残した場

合、支給残日数の50%が支払われていますが、こ

れが60%になります。基本手当を2/3以上を残

した場合、支給残日数の60%が70%に引上げら

れます。

広域求職活動費として、交通費支給・距離要件が

緩和されます(往復300km↓200km)。求職活動

に伴う費用(面接のための子の一時預かり等)が新設

されます。

■高齢者の就職

雇用保険適用年齢の見直しとして、65歳以上の

者に対しての適用・給付が行われます(平成29年1

月改正)。現在は、引き続いて雇用されている65歳

以上の人は被保険者のままですが、65歳以降新たに

雇用されるものは、適用除外されています。し

かし、団塊世代が65歳以上に到達しても、未だ新

規求職者数や就職件数が大幅に増加しているの

で、65歳以降新たに雇用される者も雇用保険を適用す

るようになります。

今行われている保険料徴収免除は廃止され、保

険料は徴収されるようになります。現在は、4月

1日現在で64歳以上の人は雇用保険が免除になっ

ていますが、見直されるようになります。ただし、

経過措置として平成31年度分までは免除されます。

シルバー人材センター業務(市町村指定業種)に

おいては、派遣・就職紹介に限り、現在の20時間

から週40時間の就業が可能になります(平成28年4

月改正)。

■妊娠した労働者等の就業環境整備

平成29年1月の改正から、マタハラ防止措置が義務付けられます。これは、平成26年に、広島病院での妊娠・出産を理由とした不利益な取り扱いの裁判で、労働者勝訴が契機となって義務付けられることになりました。妊娠・出産だけでなく、育児・介護に対しての上司・同僚等による就業環境を害する行為の防止措置として、就業規則・相談窓口設置・社員研修が義務付けられます。

■マイナンバー対応

雇用保険の届出には、今年の1月からマイナンバーが必要になっていきます。1月は記入が無くても許してくれていましたが、2月に入ってからには厳しくなっています。また、すでに被保険者になっている人のマイナンバーは、夏ごろに報告するようになると思います。

労働法

■ストレスチェック

平成27年12月から施行されていて、年1回で50

人以上の事業者所が対象となっています。



ストレスチェックの結果は、監督署へ報告しなければなりません。平成28年3月下旬に、厚労省のHPで「安全衛生関係様式」が公表予定なので、これを基にして4月1日以降(11月末)に提出してください。

■障害者雇用

平成28年4月に障害者雇用促進法が改正され、差別禁止と合理的配慮の提供義務等が義務付けられます。差別禁止とは、障害者をそうでない者と比べて不利に扱うことを禁止します。補助犬の同伴拒否や正当な理由なく業務の内容を制限したり、業務の提供に際して障碍の無い者には付さない条件を付したりすることです。合理的配慮の提供義務とは、具体的には障碍者の特性に応じた休憩時間の調整や手話などによるコミュニケーションなどの意思疎通の配慮です。

障害者雇用納付制度(平成27年度分)は平成28年4月1日から5月16日まで

に申告しなければなりません。常時雇用労働者数100人超200人以下も申告が必要です。これは、平成27年4月から平成28年3月までの雇用障碍者数を基に計算します。

■労働基準監督署調査

監督署の調査は臨検監督と呼ばれ、以下の4つです。

【臨検監督】

① 定期監督：一般的調査。任意に事業所を選び調査

このごろは、飲食業、小売業など長時間労働が明らかに有るのであろうと思われ事業所に来ていきます。

② 申告監督：在職・退職従業員からの申告により調査

少し前までは、退職従業員からの申告でしたが、近ごろは在職従業員からの申告も増えています。

③ 災害時監督：一定規模以上の労働災害発生時

小さな労災事故でも、何回か続けば調査になります。

④ 再監督：是正報告を所定期日までに未提出。事業所の対応が悪質

■女性活躍推進法

女性活躍推進法は、平成28年4月に新設され、10年間の期限立法です。労働者数301人以上の企業は義務付けられ、300人以下の企業は努力義務です。

【実施事項】

① 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析

② 状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・公表

③ 女性の活躍に関する情報公開

労働関係の改正を見ると、1億総活躍社会に向け、高齢者・女性にも働いてもらわないと日本は成り立っていきません、という法案になっています。



社会保険

■健康保険料率・介護保険料率

徳島県は2月に認可予定ですが、健康保険料率は10・18%で0・08%上がります。介護保険料率は1・58%で変更がありません。平成28年3月

分(4月納付分)の保険料に適用されます。

■厚生年金保険適用促進策

今年の初めに、未加入者の多さに注目が集まり、新聞にもたくさん載っていました。適用の評価がもつと行われると思

ま厚。生年金保険逃れ実態調査が平成27年12月に行われ、未加入事業所が約79万ヶ所、未加入者が約200万人でした。この内の4割が25歳から34歳の若者です。未加入事業所全てに調査票が配布され、年金機構職員による個別調査が行われます。

年金機構は立入検査をするると予告していましたが、実際は立入検査をしていなかったようで、自主的に加入してくれると判断していたとのことですが、平成26年度の自主的加入率は約4割でした。また法人登記簿情報や、源泉徴収義務者により、厚生年金を適用すべき可能性がどんどん大きくなってきました。マイナンバー制度により加速進行すると思

いますが、マイナンバー対応は、年金関係はまだ未定です。マイナンバー

1の対応は、平成29年夏ごろから利用開始と言われている。

マイナンバー



■社会保険関係の改正

①健康保険標準報酬月額
の等級追加

現在前47等級（上限121万円、下限5万8千円）ですが、平成28年度から全50等級（上限139万円、下限5万8千円）になります。届出は不要で、保険者等の職権で改定され、事業所に通知があります。

②標準賞与額の上限アップ

上限額が現在540万円ですが、平成28年度から上限573万円になります。

③傷病手当金・出産手当金の支給額変更（1日当たり）

現在は直近の月の標準報酬月額 $\times \frac{1}{30} \times 2 / 3$ ですが、平成28年度から直近1年間の標準報酬月額の平均額 $\times \frac{1}{30} \times 2 / 3$ になります。支給額変更の要因の一つに、一、二年前の傷病手

当金の不正支給があり、そのための対策として変更されるようになった経緯があります。

■短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の適用拡大

平成28年10月からの適用です。現行は、正社員の労働日数・労働時間の3/4未満の場合は未適用ですが、平成28年10月から適用拡大されます。以下の4つの要件を全て満たしたパートタイマーに適用されます。対象労働者は約25万人いると想定されています。

【適用要件】

- ①所定労働時間…20時間以上/週
 - ②賃金月額…8・8万円以上（年収106万円以上）
 - ③勤務期間…一年以上見込み
 - ④常時被保険者数501人以上の事業所（特定適用事業所）
- ※学生適用除外
短時間労働者の3/4要件基準の変更も行われます。現行は1日または1週間の労働時間と1ヶ月の労働日数で判断して

いますが、平成28年10月から1週間の所定労働時間と1ヶ月の所定労働日数で判断されます。

II平成28年度税制改正大綱のポイント
消費税率軽減税率ほか

消費税率の軽減税率制度

■改正の概要

消費税率の軽減税率が平成29年4月1日から導入されます。5%から8%が上がった時は、景気の状態を見て決める景気条項が入っていました。去年の平成27年の税制改正では景気条項は削られています。よほどのことが無い限りは平成29年4月1日に消費税率が10%になります。軽減税率が導入されると、消費税率が10%に上がった時に、8%に据え置くモノと、10%に上がるモノとに分かれます。

飲食料品は軽減税率の対象となり、8%に据え置かれます。しかし、外食やお酒は対象外になります。お酒には酒税法と

品目		軽減税率の対象	税率
飲食料品	飲食料品	対象	8%
	外食サービス	対象外	10%
	酒類	対象外	10%
新聞	週2回以上発行	対象	8%
	週1回発行	対象外	10%
書類・雑誌		引き続き検討	

いう法律があるので分かり易いのですが、外食サービスには定義がないので、定義付けから行う必要があります。

飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となつていて資産の場合は、原則として飲食料品に該当しません。ただし、一定金額以下の小額の資産であつて、その資産の主たる部分が飲食料品から構成

されているモノについては、その全体を飲食料品として軽減税率の対象となります。現段階では、一定金額については1万円以下を想定しています。食玩のおまけなどがこれに当たります。お菓子におまけがついている場合、主たる部分はお菓子という食品になるので、軽減税率の対象になります。1万円以下なので、チョコレー



トのおまけにダイヤモンドを付けて軽減税率と言いつつもそれは認められません。

新聞に関しては、一定の記号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される定期購読契約が締結された新聞に限ります。例えば、新聞を定期購読する場合は軽減税率の対象になります。駅やコンビニで売っている場合は対象外になります。

○軽減税率適用（テイクア

ウト・持ち帰り・宅配

牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト、そば屋の出前、ピザの宅配、屋台での軽食(テーブルイス等の飲食設備がない場合)、寿司屋のお土産、コンビニの弁当・惣菜(イーストインコーナーのある場合であっても、持ち帰りが可能な状態で販売されている場合)



○標準税率適用(外食・イーストイン)

牛丼屋・ハンバーガー店での店内飲食、そば屋の店内飲食、ピザ屋の店内飲食、フードコートでの飲食、寿司屋での店内飲食、コンビニのイーストインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料(例えばトレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛り込まれた食品)、ケータリング・出張料理



■インボイス方式の導入(仕入税額控除方式)

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、平成33年4月1日からインボイス方式が導入されることになりました。現行の「請求書等保存方式」では、仕入税額控除の適用要件として、取引の相手方が発行した請求書等の保存を義務付けていますが、平成33年4月1日以降は「適格請求書発行事業書」から交付を受けた「適格請求書」インボイスを保存することになります。

※インボイス：インボイスとは、発行事業所の登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類を言います。この書類を発行できるのは、税務署へ申請書を提出し、インボイスを交付することのできる事業者として登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。インボイス方式の下では、原則として免税事業者からの仕入は、仕入税額控除ができません。ただし、インボイス方式の導入後、3年間は、仕入

税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除ができます。

■インボイス方式導入までの間の経過措置

インボイス方式が導入される平成33年4月1日までは、簡素な方法として「区分記載請求書等保存方式」を導入します。

同方式では、課税仕入が軽減税率対象品目にかかるものである場合には、帳簿に記載すべき事項として「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」を加えます。また、請求書等に記載されるべき事項として「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」及び「税率の異なるごとに合計した対価の額を加えます。

売手に区分記載請求書の交付・保存義務は課されません。買手は区分記載請求書の保存を仕入税控除額の要件としますが、請求書等の記載事項に加える2点は、請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づき追記することを確認します。偽りの請求書の交付に対する罰則は設けられていません。免税事業者からの仕入につ

いても、現行と同じく仕入税額控除ができます。

■税額計算の特例

複数税率に対応した区分経理が困難な中小事業

対象	A 仕入れを管理できる卸売事業者及び小売事業者(簡易課税制度の適用を受けない課税期間に限る)	B A以外の事業者	C A・Bの計算が困難な事業者(主に軽減税率対象品目を販売する事業者が対象)
算式	$\frac{\text{軽減税率対象品目の仕入額}}{\text{仕入総額}}$	$\frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額}}$	$\frac{50}{100}$
利点	仕入の管理ができれば、売上税額を計算できる	通常の連続した10日間の売上管理ができれば売上税額を計算できる	売上や仕入の管理ができなくても売上税額を計算できる

者や、システム整理が間に合わない事業者等がいいることも想定し、軽減税率対象分を区分します。

①売上税額の計算の特例

売上を税率毎に区分することが困難な事業者のため、売上税額の簡便計算に係る経過措置を設けます。具体的には、売上に「軽減税率売上割合」を乗じた額を、軽減税率対象品目の売り上げとして税額を計算します。

※適用時期
基準期間における課税売上高が5000万円以下の事業者は、軽減税率制度の導入から4年間、特例を選択することができ、基準期間における課税売上高が5000万円超の事業者は、軽減税率制度の導入から1年間、同様の特例を受けられます。

(文責・編集部)